

## 大阪府営住宅条例の一部改正の概要について

住宅経営室

## 1. 改正趣旨について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「第1次一括法」という。)が平成23年5月2日に公布され、公営住宅法の一部が改正(平成24年4月1日施行)されたことにより、これまで法律や政省令で定めていた基準を条例で定めることになった。

## 2. 公営住宅法の改正内容について

## (1) 整備基準(改正前の公営住宅法第5条第1項関係)※

公営住宅の整備基準について、国が定める参酌すべき基準を勘案して、事業主体が条例で定めることとする。

## (2) 入居者資格(改正前の公営住宅法第23条関係)

## ① 同居親族要件の廃止(同条第1号関係)

## ② 入居収入基準の見直し(同条第2号関係)※

- ・公営住宅の入居収入基準について、事業主体が条例で定めることとする。
- ・入居収入基準は、政令で定める上限額(25.9万円)以下で条例に規定する。
- ・国は本来階層に係る入居収入基準を条例で定める際に、参酌すべき基準を政令で規定する。
- ・改正前の公営住宅法施行令第6条第4項で規定されていた特に居住の安定を図るべき者を条例で定めることとする。

## 3. 条例改正の内容

	法改正前	法改正後	条例対応	変更の有無
整備基準	国土交通省令で規定	・条例で定める ・参酌基準を国土交通省令で規定	・参酌基準どおり	変更なし
入居収入基準	本来階層 <sup>1)</sup> →政令で額を定める。	・政令で定める上限額の範囲で条例に定める。 ・本来階層について参酌基準(15.8万円)を政令で規定	・参酌基準どおり	変更なし
	裁量階層 <sup>2)</sup> →政令で定める上限額の範囲内で条例に定める。	・政令で定める上限額(21.4万円→25.9万円)の範囲で条例に定める。	・現行どおり、21.4万円を上限額とする。	変更なし
	裁量階層の対象層 →障がい者がいる世帯など政令に定める者	・特に居住の安定を図るべき者の対象は条例で定める。	・法改正前の政令での対象者を、特に居住の安定を図るべき者として定める。	変更なし

今回の条例改正は、現行制度を条例化したものであり、入居者等に影響は生じない。

## 4. 施行日 平成25年4月1日

※平成24年4月1日から1年の期間内で、条例が制定されるまでの間は、従前どおりとする経過措置が設けられている。

<sup>1)</sup> 月収15.8万円以下で、現に住宅に困窮している低額所得者。

<sup>2)</sup> 月収21.4万円以下で、高齢者や障がい者など家主が賃貸を入居拒否するような者として政令で列記された住宅に困窮している低額所得者。